

資料 5	令和 7 年 8 月 19 日（火）
	地域密着型サービス事業所集団指導

令和 7 年度 地域密着型サービス事業所等集団指導 連絡事項等

1. 変更届出書、廃止・休止届出書について

昨年度まで本荘由利広域では、変更届出書、廃止・休止届出書について、届出の受理通知を発送しておりました。
今年度は県にならって、由利本荘市でも受理通知を発送いたしませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。
受理された証跡を残したい事業所は、電子申請での申請をお願いいたします。
電子申請が推奨されていますので活用していただきたいと思います。

2. 協力医療機関との連携に係る届出について

協力医療機関との実効性のある連携体制を確保する観点から、年に 1 回以上、協力医療機関と入所者の急変時等における対応を確認し、協力医療機関の名称や当該医療機関との取り決めの内容等を指定権者に届けることが義務付けられました。

○対象となる指定地域密着型サービス

- ・（介護予防）認知症対応型共同生活介護
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

○提出書類

1. 協力医療機関に関する届出書（別紙 3）
2. 各協力医療機関との協力内容が分かる書類（協定書等の写し）

○年 1 回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、事業所の指定権者へ提出が必要ですので協力医療機関と実効性のある連携体制を確保し、提出してください。

※由利本荘市HP 「ページ番号 1011482」 参照

3. 介護保険料等の基準額の見直しについて

令和7年度の制度改正として介護保険料等の算定および判定は、年金収入等80万円を基準としていましたが、令和6年（1月～12月）老齢基礎年金（満額）の支給が80万円を超えることから、基準額が80万円から80.9万円に見直しされています。

なお、基準額以外の要件はこれまでどおりです。

○令和7年4月 介護保険料

○令和7年8月 高額介護（予防）サービス費、特定入所者介護（予防）サービス費